

株式会社オクミカワ行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 元年11月 1日～令和 6年10月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和 6年10月31日まで、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 元年11月～ 所定外労働の現状を把握、社内検討委員会での検討、設定
- 令和 元年12月～ ノー残業デー（毎週金曜日）の実施
- 以降、半年に1度、取組状況の確認、社内検討委員会での周知を行う
（周知月計画、5月、11月実施）

目標2：令和 6年10月31日まで、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間7日以上を取得を促す。

<対策>

- 令和 元年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 元年12月～ 社内検討委員会で取得計画をたてる
- 令和 2年 1月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：令和 2年 1月までに、子どもの出世時に父親が休暇を取得促進できるように社内環境を整備する。

<対策>

- 令和 元年11月～ 社員の具体的なニーズを調査し、検討開始する
- 令和 元年12月～ 社員検討委員会で説明し、社員へ周知させる